

令和5年11月通常会議 施設常任委員会

議案第143号

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について



くらし 支えるパートナー

大津市企業局

企業総務部企業総務課

令和5年12月14日

大津市公営企業管理者の期末手当の改定

1 【改正理由】

令和5年度の人事院勧告に準拠し、大津市公営企業管理者の期末手当の改定を実施する。

2 【改正内容】

(1) 期末手当の改定

①令和5年12月賞与の期末手当について、支給月数を引き上げる。

区 分	現 行	改定後	増 減
期末手当（12月）	1. 6 5	1. 7 5	0. 1 0

②令和6年度の期末手当について、支給月数を引き上げる。

区 分	現 行	改定後	増 減
期末手当（6月）	1. 6 5	1. 7	0. 0 5
期末手当（12月）	1. 6 5	1. 7	0. 0 5

3 【影響額】

(円)

	12月期末（現行）	12月期末（人勧反映）	影 響 額
公営企業管理者	1, 5 7 2, 1 2 0	1, 6 6 7, 4 0 0	9 5, 2 8 0

【参考】 条例 新旧対照表（抜粋）

R5. 12. 1適用

改正前	改正後	備考
<p>(給与の額) 第3条 公営企業管理者の給料の額は、月額794,000円とする。</p> <p>2 公営企業管理者の期末手当の額については、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 公営企業管理者の通勤手当の額については、一般職の職員の例によるものとする。 以下(略)</p>	<p>(給与の額) 第3条 (略)</p> <p>2 公営企業管理者の期末手当の額については、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分175」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 (略) 以下(略)</p>	<p>改正</p>

R6. 4. 1施行

改正前	改正後	備考
<p>(給与の額) 第3条 公営企業管理者の給料の額は、月額794,000円とする。</p> <p>2 公営企業管理者の期末手当の額については、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の175」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 公営企業管理者の通勤手当の額については、一般職の職員の例によるものとする。 以下(略)</p>	<p>(給与の額) 第3条 (略)</p> <p>2 公営企業管理者の期末手当の額については、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 (略) 以下(略)</p>	<p>改正</p>